

報告第 3 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | |
|-----------|---|
| 1 原因となる事実 | 源泉徴収義務者である町が適正に徴収及び納付しなかった所得税に係る延滞税及び不納付加算税を別府税務署に納付した。 |
| 2 損害賠償の額 | 11,300円 |
| 3 専決年月日 | 令和4年12月23日 |